

公共サービス改革法に基づく民間競争入札実施要項案（公害健康被害補償業務の徴収業務）
 に関して寄せられた意見について（案）

平成 25 年〇月〇日（公表日）
 独立行政法人環境再生保全機構

整理 番号	意見対象箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
1	実施要項 P.7～P.11 6.落札者を決定 するための評価の 基準その他の落札 者の決定に関する 事項	<p>「②加点項目審査」の評価項目は概ね自己申告に基づき高い配点の取得が可能と思われる定性的な内容となっている。一方で、「(2)①」の総合評価点の計算方法では、加点項目分の点数と価格評価分の点数が等しく配点されている。</p> <p>「(2)③」において、「落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれあって著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、落札者となるべき者以外で上記の総合評価点の最も高い者を落札者とするところがある。」とあるが、抽象的、不明確な規定であり、価格に偏った競争結果となる可能性がある。</p> <p>結果として、サービスの質と低価格を両立できない恐れがあるため、以下の措置等を講ずることが妥当である。</p> <p>・「②加点審査項目」において、定量的な評価が可能な「ク過去に本業務における各施策の全部又は一部に有効であると考える業務に携わったことがある実績」の配点を高める。</p>	<p>公共サービス改革法に基づく入札対象事業の落札者決定方式としては、「透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する」との基本理念の下、総合評価落札方式を適用しています。</p> <p>価格に偏った競争結果となる可能性があるのではとのご懸念につきましては、提出された各企画提案書の内容が求めるサービスの質等を十分に確保できるものであるかどうか、外部有識者等を含めた評価委員会において、厳正な審査を行い、技術点と価格点を加算した総合評価点で落札者を決定することとしています。</p> <p>また、技術点については最高 200 点（基礎点 100 点 + 加点 100 点）に対し、価格点の配分は 100 点（具体的な計算は $100 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$）であり価格に偏ることはないものと考えます。</p> <p>・提出される企画提案書には、業務の質に関する評価のため、業務実施の具体的な内容などを記載することとしており、それらの企画提案内容が効果的なものであるかどうかという観点から、加点項目審査を行な</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・価格点について、最低制限価格を設ける。 	<p>うこととしています。実施要項（案）の加点項目審査の評価内容及び配点は、過去の業務実績を十分に考慮する配分になっているものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が委託業務の目的に沿った実行可能なものであるかについては、必須項目審査などにより審査を行なうこととしており、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するという観点から、最低制限価格制度の適用はなじまないものと考えます。
2	<p>P.1～5 2. 徴収業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき室に関する事項</p> <p>別紙1 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項</p>	<p>「過去3年間の日本商工会議所及び各地の商工会議所の従事者数 別添1」にて平成24年度従事者数393名（158か所窓口設置）に対しまして膨大なコストが発生しておりますが、「入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 5①従来の実施方法等窓口相談件数316件・5②過去3年間の商工会議所における申告書提出要請件数の面接数24年度僅か14名」となっております。窓口数及び従事者数を減少させ、訪問等の方法に変更する事で、目標回収率を確保したうえで、大幅なコスト削減が可能となるのではないのでしょうか。</p>	<p>本業務においては、納付義務者からの申告・納付が滞る事態となった場合、公害健康被害認定患者（以下「被認定者」という。）へ支給する補償給付費等の資金が確保できないなど、制度の根幹を揺るがす事態が生じることになります。</p> <p>ご提案の内容が、必要かつ十分な相談窓口数及び従事者数に匹敵する対応が可能で、サービスの質を十分に確保できるものであれば、その提案内容を拒否するものではありません。</p> <p>なお、「158か所窓口設置」については、実施要項別紙1の「5従来の実施方法等①窓口相談及び電話相談（平成24年度は電話相談867件、窓口相談316件）」、「5②申告書提出要請（同年度の電話要請合計1,208件、はがき要請合計494件、面接合計14件。『面接』は電話、はがきによる要請を実施してもなお申告書の提出がない事業所に対し実施。）」、「5③申告書等の点検」（同年度の記載漏れ、計算誤り、添付書類不備発見件数は合計780件）」を実施するために窓口を設置しているものです。</p>